

平成27年5月8日

各位

会社名 日本テレビホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大久保 好男
(コード番号 9404 東証第一部)
問合せ先 経営戦略局広報・IR部長 草間 嘉幸
(TEL. 03-6215-4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第82期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- ① 今後の事業内容の拡大及び新たな分野への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、社外取締役以外の取締役（業務執行取締役等を除く。）及び社外監査役以外の監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第30条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） （条文省略）	第2条（目的） （現行どおり）
1. ～21.（条文省略） （新 設）	1. ～21.（現行どおり） <u>22. 有価証券、出資、持分その他これらに類するもの（前各号の事業を営む会社等の有価証券等に限られない。）の取得、保有、管理、運用及び処分</u>
（新 設）	<u>23. 子会社・関連会社等の事業活動（前各号の事業に係る事業活動に限られない。）の経営管理またはこれらに対する経営指導、コンサルティング業務もしくはアドバイザー業務の提供等</u>
<u>22.</u> （条文省略）	<u>24.</u> （現行どおり）
②（条文省略）	②（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>第30条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>第40条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>第40条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任について、当該<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上